

運河法

1. 案内情報

手続名	: 事業報告書の提出
手続根拠	: 運河法第8条第2項
手続対象者	: 運河開設の免許を受けた者
提出時期	: 毎事業年度後1月以内
提出方法	: 事業報告書を作成し、都道府県知事に提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 都道府県庁河川又は港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 事業報告書
記載要領・記載例	: 都道府県庁河川又は港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 都道府県庁河川又は港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間	: 同上
相談窓口	: 同上

3. 手続情報

審査基準	: なし
標準処理期間	: なし
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)